

第1条による改正

瑞穂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p>　　第1節 略</p> <p>　　第2節 運営に関する基準</p> <p>第5条から第24条 略 (虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<u>第3条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u></p> <p>第26条から第34条 略</p> <p>　　第3節 略</p> <p>　　第3章及び第4章 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>目次 略</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p>　　第1節 略</p> <p>　　第2節 運営に関する基準</p> <p>第5条から第24条 略 (虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<u>第3条の10各号</u> <u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u></p> <p>第26条から第34条 略</p> <p>　　第3節 略</p> <p>　　第3章及び第4章 略</p>